

令和6年度「阿波ふうどスペシャリスト」発信力強化事業 仕様書

1 委託業務名

令和6年度「阿波ふうどスペシャリスト」発信力強化事業

2 目的

徳島の豊かな「食」の魅力や価値を伝えるブランドネームである「阿波ふうど」について、「阿波ふうどスペシャリスト※」をはじめとした県民参加型の情報発信の仕組みを構築し、「徳島の食」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに、本県の豊かな食に共感する「徳島ファン」を増やす。

※「阿波ふうどスペシャリスト」

「徳島の食」を応援し、県と連携してその魅力を自らの目線でSNSなどの手段を用いて発信していく、徳島県知事が認定している個人・店舗・法人・団体等。令和6年4月1日時点で633名を認定している。

『徳島の食』をPRいただける「阿波ふうどスペシャリスト」を募集中！ | 徳島県
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/2016012000103/>

3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務内容

(1) 「阿波ふうどスペシャリスト」を対象とした交流会の実施

「阿波ふうどスペシャリスト」同士の交流を促進するとともに、スペシャリストの情報発信力の強化のため、交流会を実施する。

ア 開催にあたっては、「阿波ふうどスペシャリスト」の情報発信力の強化にとって有意義な場となるようテーマを定め、アドバイザーを招いた試食会、生産者との交流を通した産地ツアー等を柔軟に組み合わせた提案とすること。

イ 実施回数については問わないが、累計30名以上が参加できるよう努めること。

ウ 参加者の安全を十分に確保するとともに、飲食物を提供する場合は保健所への手続きをはじめ、食中毒、異物混入等の発生を防止する体制を整えること。

エ 会場管理者等と必要な協議を行い、開催に関する連絡調整を行うとと

もに、会場設営から終了後の撤去までの一連の業務を実施すること。

ただし、阿波ふうどスペシャリストへの案内は、県で実施することが可能である。

オ 参加者に対し、アンケートの実施や交流会後の情報発信を促すこと。

(2) (仮題)「阿波ふうどスペシャリスト」アワードの開催

「徳島の食」の魅力発信に顕著な功績のある「阿波ふうどスペシャリスト」を称えるアワードを開催すること。

ア アワードの実施要領の作成及び阿波ふうどスペシャリストへの周知は、協議の上、県が実施する。

イ 実施時期については、他のイベント・キャンペーンや、旬の食材が多く出回る気候等を考慮した上で決定すること。

ウ 受賞者の選定方法については、県と十分に協議し、阿波ふうどスペシャリストの活動促進につながるよう県産品を使用した賞品を準備すること。

(3) 「阿波ふうどスペシャリスト」新規獲得のための広報活動

「阿波ふうどスペシャリスト」の新規獲得のため、メディアやSNS等を活用した効果的な広報活動を行うこと。

上記(1)(2)の業務に合わせ、アワード候補作品の投票を募るなど、県民参加型のイベント・キャンペーンを実施することも可とする。

5 成果物

(1) 本業務の実施に伴う、著作権など一切の権利については県に帰属するものとする。

(2) 成果物は 1 次利用及び 2 次利用共に無償で利用できるようにすること。なお、無償利用が難しい場合、発注者と協議し決定することとする。

(3) 受託者は、本業務に関するホームページなどの成果物について、電子データ等を委託期間終了までに発注者へ納品すること。また、委託期間終了後も、県が本業務に関する成果物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

(4) 成果物の納品方法等については、県と協議し決定すること。

6 その他留意事項

(1) 県との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と委託作業の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- ア 受託者は、本業務の履行にあたり関係機関との連絡調整を行うこと。
- イ 受託者は、本業務の履行にあたり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに、県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- ウ 受託者は本業務の履行にあたり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(2) 県への報告

県は、委託業務を円滑に遂行するため、委託業務期間中、受託者に対し県が求める事項について報告を求めることができる。また、受託者は、この報告の求めを受けたときは、当該事項について速やかに県に報告しなければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを要求することができる。また、受託者は、この要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) その他

- ア 受託者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- イ この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。